

付添人弁護士が学校と協力し少年の立ち直りに向けた活動を充実させるための宣言

付添人弁護士は、少年が非行から離れて立ち直るよう、家庭や学校、職場等少年を取り巻く環境の調整を行うなどの支援活動を行っている。

ところで、就学率の高い我が国において少年の多くは学校に通っているが、学校は少年の立ち直りに大きな影響を与える重要な役割を担っている。少年が問題行動を起こしたとしても、多くの教師達は、少年を立ち直らせようとして奔走し、心身の発達及び進路に応じた教育活動を懸命に行い、少年を支えようとしている。

しかし、少年事件においては、児童相談所、警察、家庭裁判所、児童自立支援施設、少年院等多数の機関が関与することから、教師はそれらへの対応を余儀なくされる。更に、ケースによっては少年の家庭、保護者の問題等への介入が必要な場合も少なくない。しかるに、本来的に教育機関である学校の体制の問題や、教師たちが日常の業務に追われていること等から、少年の危機的状況に十分に対応しきれていないケースも散見され、社会資源としての学校の機能が十分に発揮されているとはいえない状況にある。

これまで、付添人弁護士は、学校と協力し、少年のためにできる限りの活動をしたいと考え、そのための実践も続けてきた。しかし、学校側も、付添人弁護士も、相互の連携に慣れていないことから、付添人弁護士と学校との間で十分な意思の疎通が図れなかったり、良好な協力関係を築けないまま審判の日を迎えてしまうということも見受けられた。

教育機関である学校と司法に関わる付添人弁護士では、立場の違いはあるが、問題を抱えた少年に寄り添い、少年が様々な障壁を乗り越えて健やかに育つように援助したいという思いは共通のはずである。この両者が相互に理解し合えば、お互いの足らざるものを補完できるし、更には、両者の力を結集することによって単独では解決できなかった問題も解決することが可能となる。

とりわけ、付添人弁護士が、家庭、地域社会など、少年を取り巻く各社会資源と学校とを強く結びつけることが、学校をより力のある社会資源へと後押しし、ひいては少年の立ち直りにも繋がるものと信じる。

そのためには、各弁護士会は、学校との間で定期的に非行少年への援助についての協議会を開催したり、各弁護士会におけるケース研究会に学校の教師達の参加を募ったりするなどして、相互理解を深める機会をできるだけ多く設け、より適切に連携していくための土壌を作っていくべきである。

我々弁護士は、少年事件における新たな挑戦として、付添人弁護士が、学校と協力し、学校と少年を取り巻く様々な社会資源の架け橋となり、その活動を充実させていくことをここに宣言する。

2010年(平成22年)11月12日
四国弁護士会連合会